

## 令和8年度多文化共生社会の形成に向けた主な取組（国際政策課事業）

第4期計画における施策の方向性		主な取組
意識の壁	1 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成 2 多様性を活かした地域の活性化	1 ○多文化共生シンポジウム等（平成16年度～） 多文化共生に関する理念の周知・啓発のため、市町村と共催により実施。令和7年度は開催回数、地域を増やして実施予定（開催地・時期未定）。
		2 ○やさしい日本語普及・啓発事業（令和6年度～） 増加する外国人県民とのコミュニケーションに有効な「やさしい日本語」について説明を行い、多文化共生の理念及び「やさしい日本語」の普及啓発を図る。
		3 ○啓発ツール作成事業（平成20年度～） 多文化共生の理念を普及させるため、県民向けの啓発資料等の作成・配布等を行う。1月の「ライフ・イン・ハーモニー推進月間※」に合わせてWEB広告による理念普及を図る。 ※ 法務省は、外国人との共生社会の実現に向けて、共生社会への関心や理解を深めることを目的に、毎年1月（1月1日から1月31日まで）を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定めている。
		4 ○多文化共生社会推進審議会運営事業（平成19年度～） 前年度に講じた施策及び次年度実施予定事業、多文化共生社会推進計画について調査審議等を行うため、条例に基づく審議会を2回開催する。
		5 ○多文化共生市町村研修会（平成20年度～） 多文化共生事業に関する理解促進と情報共有を通じて、施策推進を図るため市町村職員を対象に実施。令和8年度も継続予定（内容・時期未定）。
		6 ○外国人県民支援ネットワーク構築事業（令和6年度～） 行政機関のほかにも多文化共生理念の普及啓発を担う役割が期待されるNPO及び企業等とのネットワークを構築するため、関係者を参集し意見交換を実施。令和8年度は、外国人コミュニティリーダー等を参集し継続予定（内容・時期未定）。
		7 ○外国人地域参画促進事業（令和8年度～） 外国人県民に対して、交流イベントや居住する地域のローカル情報等に関する情報発信を行うプラットフォームを整備することで、外国人は母語で地域情報等にアクセスできるようになり、また実際に地域を訪れたり、イベントに参加したりすることで地域との繋がり創出を図るもの。

	第4期計画における施策の方向性	主な取組
言葉の壁	3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供	8 ○ <u>地域日本語教育体制構築事業（令和4年度～）</u> 外国人が地域で自立した生活を送るため、地域の実情にあった形式により県内各地で日本語教育体制を構築する。令和8年度は、空白地域解消に向けた日本語講座の立上げを近隣市町村での広域実施や大学との連携を促進することにより支援するほか、オンライン日本語講座の内容を拡充し継続予定。
	4 多様な学習支援による地域社への適応力向上	9 ○ <u>災害時通訳ボランティア整備事業（平成16年度～）</u> 災害時の通訳ボランティアの募集・登録、養成、派遣を行うもの。令和8年度も、引き続き通訳ボランティアが9.1総合防災訓練に参加予定。
		10 ○ <u>公立日本語学校運営支援事業（令和4年度～）</u> 外国人の受入を促進し、地域活力の維持・向上に確実につなげていくことが重要となることから、その拠点となる公立日本語学校の運営を支援。大崎市において、令和7年4月に公立日本語学校が開校。

	第4期計画における施策の方向性	主な取組
生活の壁	5 ライフステージに応じた生活支援の体制強化 6 就労支援の促進	11 ○ <u>みやぎ外国人相談センター設置事業（平成16年度～）</u> 外国人県民等やその家族の日常生活の悩み解消を図るため、（公財）宮城県国際化協会内に多言語（14国語）による相談窓口を設置・運営する。※令和7年度にクメール語対応を追加。
		12 ○ <u>みやぎ外国人出張相談事業（令和8年度～）</u> 受動的な相談業務だけでは認識できない外国人の潜在的な困りごとを把握するために、相談員を県内各地に派遣し相談に応じる。外国人相談窓口を有していない市町村を中心に実施予定。
		13 ○ <u>外国人県内定着促進事業（令和8年度）</u> 国が予定しているマイナンバーカードと外国人在留カードの一体化を機にデジタル身分証アプリを用いて外国人県民を対象に「みやぎポイント」を付与する。ポイント付与によって、「みやぎ防災」アプリの普及を図り、災害時の情報発信を可能とし安心して暮らせる地域を目指すとともに、みやぎポイントの消費にあたっては、地域の店舗や日本文化体験等に使うことによる地域の魅力発見や愛着意識の醸成を図る。
		14 ○ <u>外国人材活躍推進事業（令和7年度～）</u> 外国人材の受入れに課題を抱える企業への課題解決支援や外国人材のキャリアアップに係る取組を支援することにより、外国人材から選ばれる企業・地域を目指す。令和8年度は、外国人材の住まい確保に係る支援や県内企業等を対象にしたニーズ調査を新たに実施する。
		15 ○ <u>みやぎジョブフォーラム事業（令和8年度～）</u> ※ジョブフェアとして令和5年度から令和7年度まで実施 外国人材の雇用を促進するため、外国政府との覚書に基づき県内企業と現地送出機関との商談を実施するジョブフォーラムを開催するもの。